

# 札幌市南区保育・子育て支援センター（小規模保育事業所）の 指定管理者の選定結果について

## 1 選定委員会開催経過

第1回 平成30年7月25日 募集要項、選定方法等について

第2回 平成30年10月18日 書類審査、面接審査、選定

## 2 選定委員会委員

委員6名（市職員1人、外部委員5人）

委員長 品川 ひろみ 札幌国際大学短期大学部教授

委員 田端 綾子 弁護士

委員 安達 亮介 札幌市社会福祉協議会事務局副局長

委員 辻 芳晃 公認会計士

委員 舟根 大 社会保険労務士

委員 押見 幹生 子ども未来局支援制度担当部長

## 3 応募団体

団体名

社会福祉法人 札幌全育会

非公募により応募を求めた理由：別紙1のとおり

## 4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 社会福祉法人 札幌全育会 理事長 三浦 好徳

札幌市南区真駒内緑町3丁目3番1号

(2) 選定の理由

社会福祉法人札幌全育会の提案書においては、南区センターの設置目的及び小規模保育事業の目的の達成に有効な運営方針に基づき、同施設の効用を最大限に発揮できる事業計画が策定されているほか、同法人は、これまで同法人が行ってきた事業の実績を生かしながら、同施設の運営・管理を安定して行う体制を備えていることから、同施設の指定管理者として適切であると判断した。

(3) 審査結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	10点	7.6点
②施設の効用発揮	50点	43.3点
③安定経営能力	50点	42.3点
④管理経費の縮減	10点	10点
⑤その他	10点	8.6点
⑥加点項目	70点	58.6点
合計	200点	170.4点
得点率	—	85.2%

## 選定方法を非公募とした理由

札幌市南区保育・子育て支援センター（小規模保育事業所）（以下「南区センター」という。）については、札幌市区保育・子育て支援センター条例（平成 26 年条例第 53 号。以下「センター条例」という。）第 13 条第 2 項の規定により、指定管理者による管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在指定管理を行っている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができることとしている。

南区センターは、平成 27 年度から現在に至るまで、社会福祉法人札幌全育会が指定管理者となっているが、現在の指定期間中の管理状況については、定例の監査において指導事項はなく、本市における行政評価においても、適切に管理されているとの評価が行われており、一人一人の子どもに応じたきめ細かい保育が行われ、保護者との十分な連携が図られていることから、現在の指定管理者による管理が良好に行われているものと認められるため、センター条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、同法人に対し、非公募により申込みを求めることとした。